

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項又は第五十一条の第十四第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者又は指定一般相談支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十五年三月十二日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害福祉サ ービスの種 類又は一般 相談支援事 業者	指定年月 日
一般社団法 人無限	生駒市西菜畑町 一五二一	ワンピース	生駒市西菜畑 町一五二一	居宅介護 行動援護	平成二十 五年三月 一日
有限会社西 岡商事製作 所	橿原市縄手町一 六八一四	ヘルパース テーション ようき	橿原市縄手町 一六八一四	行動援護 同行援護	平成二十 五年三月 一日
特定非営利 活動法人ポ ニーの里を つくりう会	高市郡高取町市 尾二四五	生活介護事 業所いきん ど	高市郡高取町 市尾一三〇九	生活介護	平成二十 五年三月 一日
社会福祉法 人三寿福祉 会	五條市住川町一 一六三一二	ケアサポー トセンター 友愛	五條市住川町 一一六三一二	地域移行支 援 地域定着支 援	平成二十 五年三月 一日